

◎日本国有鉄道清算事業団の債務等の

処理に関する法律等の一部を改正す

る法律 (平成二三年六月一五日法律第六六号)

一、提案理由(平成二三年五月二十四日・衆議院国土交通委員会)

○大臣 国務大臣 ただいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

JR北海道、JR四国、JR九州及びJR貨物におきましては、低金利の長期化、高速道路網の発達、人口の減少、景気の低迷といった外部環境の変化から、厳しい経営状況に置かれております。また、整備新幹線につきましては、我が国の交通体系にあって基幹的な高速輸送体系を形成するものであり、その着実な整備を進める必要があります。

さらに、いわゆる並行在来線につきましては、我が国の鉄道ネットワークの一部を構成するものとして重要な役割を果たし

ているものの、近年、その経営状況は厳しさを増しております。

このような状況を踏まえ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金等を活用した鉄道施策を推進するため、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、機構は、JR北海道及びJR四国の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして特別債券を発行するとともに、その引き受けに要する資金に充てるため、これらの会社に対し、無利子貸し付けを行うことができるとしております。

第二に、機構は、JR北海道、JR四国、JR九州及びJR貨物の設備投資に必要な資金に充てるため、無利子貸し付けまたは助成金の交付を行うことができるとしております。

第三に、機構は、整備新幹線の着実な整備を進めるため、北陸新幹線高崎ー長野間の建設のための過去の借り入れに係る債務の償還、利子の支払いに必要な金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができます。

第四に、機構は、並行在来線を支援するため、いわゆる貨物調整金の交付に必要な金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができます。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律

一一三〇

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二三年五月三一日)

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金等を活用した鉄道施策を推進するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、機構は、JR北海道及びJR四国の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして特別債券を発行するとともに、その引き受けに要する資金に充てるため、無利子貸し付けを行うことができるること、

第二に、機構は、JR北海道、JR四国、JR九州及びJR貨物の設備投資に必要な資金に充てるため、無利子貸し付けまたは助成金の交付を行うことができること、

第三に、機構は、整備新幹線の着実な整備を進めるため、北

陸新幹線高崎—長野間の建設に係る債務の償還及び利子の支払いに必要な金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができるなどとあります。

本案は、去る五月二十三日本委員会に付託され、翌二十四日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日質疑を行い、同日質疑を終了し、二十七日採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年五月二七日)

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災の被害が鉄道においても甚大であることに鑑み、被災した鉄道施設の早期復旧を図り、一刻も早く被災地域が復興するよう、対応に万全を期すこと。
二 全国の鉄道ネットワークが我が国の経済活動及び国民生活を支える重要な役割を担っていることに鑑み、その一層の機能強化を図るべく、総合的な交通体系の中における鉄道の将

来ビジョンを明確にすること。

三 地域住民の足を守り、環境等に配慮した交通体系を推進するため、JR北海道、JR四国及びJR九州並びにJR貨物の経営が中長期的に安定するよう、本法に基づく支援措置を着実に実施し、経営自立の達成に万全を期すこと。

四 今般の東日本大震災においても、改めて災害時における交通機能的重要性が確認されたところであり、我が国の交通体系にあって基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線については、灾害に強い国づくりへの貢献という観点から、巨大リスクに備える多重系の輸送体系を確立する必要性も踏まえつつ、引き続きその着実な整備を推進することが必要である。また、被災地域の真の復興にとつて日本経済の再生が不可欠であり、それを支える地域の振興、地域経済の活性化を図るためにも、その着実な整備を一層推進するべきである。これらの観点を踏まえ、整備新幹線の未着工区間の工事実施計画の認可に向けて、精力的に検討を進めできる限り早期に結論を得ること。

五 九州新幹線長崎ルートの整備に関する佐世保線肥前山口・武雄温泉間の複線化等改良について、その推進に向けて適切に対処すること。

六 並行在来線については、地域の足としての重要性、我が国

物流の大動脈としての役割、新幹線鉄道ネットワークの補完・充実に資する機能等に鑑み、引き続き、沿線自治体等と協力しつつ、その維持及び経営の安定化に十分配慮すること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二三年六月八日)

○小泉昭男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、JR三島・貨物会社の経営基盤の強化、我が国の鉄道事業の活性化等の必要性並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務の実施状況に鑑み、同機構によるJR三島・貨物会社に対する支援措置に関する規定を整備するとともに、同機構の建設勘定において経理を行う業務の一部に要する費用に充てるため、同機構の特例業務勘定から建設勘定に繰入れを行うことができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、整備新幹線の着実な整備の必要性、JR三島・貨物会社に対する支援策の経営改善効果、特例業務勘定の今後の收支の見通し、並行在来線に対する支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律

一一三二一

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年六月七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災の被害が鉄道においても甚大であることに鑑み、被災した鉄道施設の早期復旧を図り、一刻も早く被災地域が復興するよう、対応に万全を期すこと。

二 全国の鉄道ネットワークが我が国の経済活動及び国民生活を支える重要な役割を担っていることに鑑み、その一層の機能強化を図るべく、総合的な交通体系の中における鉄道の将来ビジョンを明確にすること。

三 地域住民の足を守り、環境等に配慮した交通体系を推進するため、JR北海道、JR四国及びJR九州並びにJR貨物の経営が中長期的に安定するよう、本法に基づく支援措置を着実に実施し、経営自立の達成に万全を期すこと。

四 今般の東日本大震災においても、改めて災害時における交通機能の重要性が確認されたところであり、我が国の交通体

系にあつて基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線については、災害に強い國づくりへの貢献という観点から、太平洋側の巨大リスクに備え、日本海側の大動脈となる北陸新幹線など多重系の輸送体系による代替補完機能を確立する必要性を踏まえ、整備を加速することが必要である。また、日本経済の再生及びそれを支える地域の振興・地域経済の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の整備を推進するべきである。これらの点を踏まえ、北海道新幹線新函館・札幌間、北陸新幹線金沢・敦賀間及び九州新幹線長崎ルート諫早・長崎間の未着工区間の工事実施計画の速やかな認可に向けた検討を急ぎ、早急に結論を得て、早期の工事着手の実現を図ること。

五 九州新幹線長崎ルートの整備に関わる佐世保線肥前山口・武雄温泉間の複線化等の改良について、その推進に向けて適切に対処すること。

六 並行在来線については、地域の足としての重要性、我が国物流の大動脈としての役割、新幹線鉄道ネットワークの補完・充実に資する機能等に鑑み、引き続き、沿線自治体等と協力しつつ、その維持及び経営の安定化に十分配慮すること。

右決議する。